

経済要録

国 内

◆承継銀行の設立決定について

金融庁は、3月5日、「承継銀行の設立決定について」を公表した。その内容は以下のとおり。

承継銀行の設立決定について

本日、預金保険法第91条第1項第1号に基づき、預金保険機構が、被管理金融機関から業務を引き継ぐため営業の譲受け等を行う承継銀行を子会社として設立する旨の決定を行った。

預金保険法第74条第1項に基づき金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分が行われた各被管理金融機関においては、受皿金融機関への営業譲渡等に向か、あるいは早急に受皿金融機関を確保すべく、金融整理管財人において鋭意努力がなされているところであり、当庁としてもこれを最大限支援しているところである。

しかしながら、万一、本年3月31日までに受皿金融機関が見出されない被管理金融機関があった場合には、本日設立決定を行った承継銀行を受皿金融機関として活用することにより、預金等負債の全額保護に万全を期して参りたい。

◆中部銀行に対する金融整理管財人による管理命令

日本銀行は、3月8日、金融庁からの中部銀行に対する「金融整理管財人による業務及び財

産の管理を命ずる処分」に関し、以下の内容の総裁談話を公表した。

1. 本日、中部銀行より、「金融庁長官から、『預金保険法』に基づく『金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分』を受け、金融整理管財人に預金保険機構等が選任された」との報告があった。また、金融庁からも、同様の連絡を受けた。
2. 今後、中部銀行は、金融整理管財人の下で、適切な業務運営に取り組みつつ、預金保険機構の資金援助を前提として、速やかに受皿金融機関への営業譲渡等を図っていくこととなる。
3. 日本銀行は、日本銀行法第38条の規定に基づく金融庁長官および財務大臣からの要請を受け、中部銀行の金融整理管財人による管理が終了するまでの間、同行に対し業務継続に必要な資金を供給する方針を、本日の政策委員会で決定した。
4. 以上の措置を通じて、中部銀行は通常どおり営業を継続するとともに、預金、インバウンド取引を含め、同行の全ての債務の円滑な履行が確保される。日本銀行としては、これにより預金者等の保護及び信用秩序の維持が図られるものと考えている。

◆日本銀行、「金融機関の拠点被災を想定した業務継続計画のあり方」を公表

日本銀行は、3月12日、「金融機関の拠点被災を想定した業務継続計画のあり方」を公表した（その内容については、日本銀行ホームページ（<http://www.boj.or.jp/>）および『日本銀行調査月報』2002年4月号参照）。

◆金融庁、「証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律案」を国会に提出

金融庁は、3月15日、「証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律案」を国会に提出した。その概要は以下のとおり。

「証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律案」の概要

安全で、効率性の高い証券決済制度等を構築していく必要性にかんがみ、社債、国債等について、券面を必要としない新たな振替制度の整備、効率的な決済を可能とする清算機関制度の整備を行う等、決済の迅速化、確実化をはじめとする証券市場の整備のため、所要の措置を講ずる。

1. 短期社債等の振替に関する法律の一部改正

- (1) 振替制度の対象権利を短期社債等から社債一般、国債等に拡大
- ・振替の対象を短期社債等から社債、国債

等※に拡大することとし、権利の帰属、券面の不発行、振替口座簿の記録事項、新規記録手続、振替手続、振替の効果等について、所要の規定を整備。また、社債申込証に社債等振替法の適用がある旨を記載すること等、振替制度の対象とすることに伴い、商法等の特例を措置。

- ・国債について社債と同様の振替が行えるよう所要の規定を設けるほか、財務大臣が指定した振替国債（分離適格振替国債）については、元本部分と利息部分の分離、統合を行い、元本部分、利息部分のみの振替を行うことを可能とし、振替手続、振替機関及び口座管理機関の消却義務、消却義務不履行の場合の取扱い等について、所要の規定を整備。

※ この他、地方債、投資法人債、相互会社の社債、特定目的会社の社債、特別の法律に基づき発行される法人債、投資信託又は外国投資信託の受益権、貸付信託の受益権、特定目的信託の受益権、外国法人等により発行される外債を振替制度の対象とする。

(2) 振替制度の多層構造化に伴う所要の整備等

- ① 振替機関、口座管理機関に関する規定の整備
 - ・振替制度を多層構造化するため、口座管理機関について新たに規定することとし、口座管理機関となることができる者、口座管理機関の業務等についての規定を整備。
 - ・振替機関の業務規程において、口座管理機関に関する事項等を定めることとし、口座管理機関は、その加入者（適格機関投資家等を除く。）に対し、当該口座管理機関の上位機関が負う消却義務を連帶して保証する旨を定めるべきこととする。

② 振替に関する規定の整備

- ・振替口座簿について、口座管理機関が有する振替社債を記録する自己口座と、加入者が有する振替社債を記録する顧客口座に区分すること、その他振替口座簿の記録事項、新規記録手続、振替手続、抹消手続等について、振替制度の多層構造化に伴う所要の規定を整備。
- ・誤記載等により善意取得が生じた場合の振替機関及び口座管理機関の消却義務に関する規定を整備し、振替機関と口座管理機関の消却義務との調整、消却義務不履行の場合における取扱い等について、振替制度の多層構造化に伴う所要の規定を整備。

(3) 加入者保護信託

- ・振替機関は、主務大臣の認可を受け、振替機関を委託者、信託会社等を受託者、補償対象債権を有する加入者（適格機関投資家等を除く。）を受益者とする加入者保護信託契約を締結しなければならない。
- ・受託者は、加入者の請求に基づいて、加入者が振替機関等の誤記載等によって受けた損害に係る債権であって、破産手続等開始時において加入者が直近上位機関等に対して有する債権（補償対象債権）に相当する金額（上限は政令で定める金額）を支払う。
- ・振替機関及び口座管理機関は振替機関の定める業務規程に従い、負担金を委託者に対し支払わなければならない。

(4) その他

- ・施行日から5年以内の政令で定める日までに発行決議がされ、発行後に取締役会において社債等振替法の適用を受ける旨を定め

た社債（特定社債）のうち、社債権者の申請により振替受入簿に記録された特例社債について、社債等振替法の規定を適用する。・国債、地方債等、その他の社債等についても同様の措置を設ける。

2. 株券等の保管及び振替に関する法律の一部改正

- ・対象となる有価証券の範囲を株券及び株券に関するものに改める。

3. 社債等登録法の廃止

4. 商工組合中央金庫法、信用金庫法、農林中央金庫法の一部改正

- ・短期商工債券、短期債券、短期農林債券に関する規定の整備等、所要の規定を整備。

5. 信託業法の一部改正

- ① 信託会社が信託財産として有する振替社債等に関し、振替機関等が消却義務を有する場合に、受けた損失について元本の補填又は利益の補足を行うことができるところとする。
- ② 信託財産に属する債権であって証券取引清算機関及び金融先物清算機関を債務者とするもの（清算機関が債務引受により債務者となったものに限る。）について、信託会社は他の信託財産に属する債務と相殺することができることとする。

6. 証券取引法の一部改正

- ① 登録金融機関が行える業務として有価証券等清算取次ぎを規定。
- ② 証券取引所に関する規定の整備

- ・証券取引所に係る清算に関する制度の整備に伴い、証券取引所に係る信認金、取引所の業務規程記載事項、取引証拠金等について所要の規定を整備。
- ③ 証券取引清算機関等に関する規定の整備
- ・有価証券債務引受業は、内閣総理大臣の免許制とし、免許の申請、審査及び免許の要件について、所要の規定を整備。
- ・有価証券債務引受業を行う証券取引清算機関の業務、業務方法書、清算預託金、役職員等について、所要の規定を整備。
- ・証券取引所が清算機関となる場合の所要の規定を整備。

7. 金融先物取引法の一部改正

- ① 金融先物取引所等に関する規定の整備
- ・金融先物取引に係る制度の整備に伴い、金融先物取引所に係る業務規程記載事項、取引証拠金等に関する規定等、所要の規定を整備。
- ② 金融先物清算機関等に関する規定の整備
- ・金融先物債務引受業は、内閣総理大臣の免許制とし、免許の申請、審査及び免許の要件等に関する規定を整備。
- ・金融先物債務引受業を行う金融先物清算機関の業務、業務方法書、清算預託金、役職員等に関する規定を整備。
- ・金融先物清算機関に関する内閣総理大臣の監督に関する規定を整備。

8. 国債証券買入銷却法の一部改正

- ・国債の買入銷却の実施の要件を改め、国債の整理の円滑な実施の為に必要があると認められるときに買入銷却を実施できること

とする。

9. 国債整理基金特別会計法の一部改正

- ・国債の利子額を基準として財務大臣が定める金額を政府に支払うことを約する者に対し当該金額に相応するものとして当該国債の元金償還の金額について一定の方法によって計算した金額の支払を約すること(金利スワップ取引) ができることとする。

10. 国債に関する法律の一部改正

- ・財務大臣が定める特定の国債について譲渡に制限を課すことができるることとする等、所要の規定を整備。

11. 所得税法の一部改正及び租税特別措置法の一部改正

- ・利子所得の対象とされる公社債の利子から分離適格振替国債の分離された利息部分に係るものを除く。
- ・分離元本振替国債及び分離利息振替国債の譲渡の対価並びにその償還金及び利息の支払に係る告知制度及び支払調書の提出制度等の整備を行う。
- ・外国法人の有する分離元本振替国債及び分離利息振替国債の償還金及び利息並びにこれらに係る譲渡益について、法人税を非課税とする制度を創設。
- ・公共法人等並びに公益信託に係る非課税の対象とされる公社債等について、その適用要件とされている社債等登録法の登録等を社債等振替法の振替口座簿への記録等とすること、一括登録国債の利子の課税の特定の適用対象を一定の振替国債の利子とし、

振替国債の利子の課税の特例に改組することその他所要の規定を整備。

一層潤沢な資金供給を行う。

(別添 1)

12. その他

- ・施行期日：この法律は次に掲げる事項を除き、平成 15 年 1 月 6 日から施行する。
 - ① 国債証券買入銷却法の一部改正、国債整理基金特別会計法の一部改正、国債に関する法律の一部改正：この法律の公布の日
 - ② 社債等登録法の廃止：法施行の日から起算して 5 年を超えない範囲内で政令で定める日

平成 14 年 3 月 20 日
日本銀行

当面の金融政策運営について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した（賛成多数）。

◆日本銀行、「当面の金融政策運営について」を公表

日本銀行は、3 月 20 日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとし、別添 1 のとおり公表することを決定、同日対外公表を行ったほか、平成 14 年 4 月～9 月の金融政策決定会合の開催予定日等を別添 2 のとおり公表することを承認した。また同会合において、金融政策判断の基礎となる経済及び金融の情勢に関する基本的見解を決定し、これを「金融経済月報」に掲載、3 月 22 日に公表したほか、2 月 7、8 日に開かれた金融政策決定会合の議事要旨を承認し、これを 3 月 26 日に公表した。

記

日本銀行当座預金残高が 10～15 兆円程度となるよう金融市場調節を行う。

なお、当面、年度末に向けて金融市場の安定確保に万全を期すため、上記目標にかかわらず、

日本銀行当座預金残高が 10～15 兆円程度となるよう金融市場調節を行う。

なお、当面、年度末に向けて金融市場の安定確保に万全を期すため、上記目標にかかわらず、一層潤沢な資金供給を行う。

(別添 2)

平成 14 年 3 月 20 日
日本銀行

金融政策決定会合等の日程（平成 14 年 4 月～9 月）

	会合開催	金融経済月報公表 ^(注)	（議事要旨公表）
14 年 4 月	4 月 10 日<水>・11 日<木> 4 月 30 日<火>	4 月 12 日<金> —	(5 月 24 日<金>) (6 月 17 日<月>)
5 月	5 月 20 日<月>・21 日<火>	5 月 22 日<水>	(7 月 1 日<月>)
6 月	6 月 11 日<火>・12 日<水> 6 月 26 日<水>	6 月 13 日<木> —	(7 月 19 日<金>) (8 月 14 日<水>)
7 月	7 月 15 日<月>・16 日<火>	7 月 17 日<水>	(8 月 14 日<水>)
8 月	8 月 8 日<木>・9 日<金>	8 月 12 日<月>	(9 月 24 日<火>)
9 月	9 月 17 日<火>・18 日<水>	9 月 19 日<木>	未定

(注)「経済・物価の将来展望とリスク評価（2002 年 4 月）」は、4 月 30 日<火>に公表の予定。

◆平成 14 年度予算の成立

3月 27 日、参議院本会議において、平成 14 年度一般会計予算が成立した（平成 14 年度一般会計予算の概要については、『日本銀行調査月報』2002 年 2 月号「経済要録」参照）。

◆日本銀行、「日銀ネットのネットワークインフラの高度化について——関係者のご意見・ご提案を踏まえて——」を公表

日本銀行は、3月 28 日、「日銀ネットのネットワークインフラの高度化について——関係者のご意見・ご提案を踏まえて——」を公表した（その内容については、日本銀行ホームページ（<http://www.boj.or.jp/>）および『日本銀行調査月報』2002 年 4 月号参照）。

◆政府、「規制改革推進 3 か年計画（改定）」を閣議決定

政府は、3月 29 日、「規制改革推進 3 か年計画（改定）」を閣議決定した。その概要は以下のとおり。

規制改革推進 3 か年計画（改定）の概要

1. 全体の構成

3 か年計画（改定）は、以下の 4 項目から構成されている。

- I 規制改革推進のための基本方針や制度的取組などを述べた「共通的事項」
- II 総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第 1 次答申」（平成 13 年 12 月 11 日）を

受けた「13 年度重点計画事項」

- III I T、環境、基準認証などの「横断的措置事項」
- IV 医療、教育、福祉、金融などの「分野別措置事項」

※ 「II」の各事項については、平成 13 年度の改定に当たっての重点事項であり、これらの項目は、「III」と「IV」においても記載。

2. 個別事項

I 共通的事項

本計画の目的や規制改革推進の基本方針に関する他、行政機関による法令適用事前確認手続きなど規制改革推進のための制度的取組みの紹介、本計画のフォローアップとその結果公表等について記載。

II 13 年度重点計画事項

昨年 12 月 11 日に総合規制改革会議が策定した「規制改革の推進に関する第 1 次答申」（医療、福祉・保育等、人材（労働）、教育、環境、都市再生など 15 分野を対象）を最大限に尊重する旨の閣議決定（平成 13 年 12 月 18 日）を踏まえ、第 1 次答申の指摘事項を「重点計画事項」として新たに章立てて列記。（閣議決定事項に含まれる）

III 横断的措置事項

各分野は、基本方針、重点事項、個別事項から成り、個別事項については、13～15 年度の間で実施予定期を記述。個別事項の主なものは以下のとおり。（IV 分野別措置事項も同様）

1. I T 関係

- ・非接触型 I C カード無線局設置の際の申請手続の簡素化

2. 環境関係

- ・市街地の土壤汚染の調査・浄化等に関する対策の樹立
- ・「人と自然の共生」を図るための国家戦略の策定

3. 競争政策等関係

- ・大規模会社の株式保有制限について形式基準による規制を廃止
- ・国等の工事における一般競争入札の拡大

4. 基準認証等・資格制度関係

- ・通信端末機器等の基準認証に関する自己適合宣言制度の導入
- ・障害を欠格事由として資格を取得できないとしている制度について、欠格条項を見直す。（例：獣医師、船員等）

IV 分野別措置事項

1. 法務関係

- ・弁護士の業務独占とされる法律事務の範囲の明確化等
- ・会社更生法の改正（更生手続開始条件の緩和等）

2. 金融関係

- ・銀行等の登録金融機関における株価指数連動型上場投資信託（E T F）の窓口販売実施のための法令措置
- ・証券決済の迅速化及び確実化のため、社債等の無券面化を可能とし新たな振替制度を創設

3. 教育・研究関係

- ・大学・学部の設置規制の準則主義化と第

三者による評価認証制度の導入

- ・コミュニティスクール導入のための法制度整備に向けた実践研究の推進
- ・学校選択制度の導入推進

4. 医療関係

- ・広告規制の緩和（許される広告の内容・範囲の大幅拡大）
- ・レセプトのオンライン請求を中心とする電子的請求の原則化（紙中心のレセプトを原則電子的請求へ）

5. 福祉等関係

- ・P F I 法を活用した公設民営型による介護・保育施設の整備を推進
- ・社会福祉法人の在り方の見直し

6. 雇用・労働関係

- ・民間職業紹介事業者が徴収できる手数料の見直し
- ・労働者派遣における派遣期間制限の緩和・派遣対象業務の拡大

7. 農林水産業・流通関係

- ・フランチャイズ・システムに関する制度整備

8. エネルギー・運輸関係

- ・電力・ガスの小売自由化範囲の拡大
- ・輸出入・港湾関連手続のワンストップサービス（シングルウィンドウ化）の推進（平成 15 年度の出来るだけ早い時期に運用開始）

9. 住宅・土地、公共工事関係

- ・まちづくりに関する都市計画の提案等に

係る法制度の創設

- ・マンション建替えを円滑化するための法制度の創設
- ・固定資産課税台帳の縦覧対象範囲の拡大

の貯金保険料率が別添2のように決定された。

(別添1)

預金種類別の保険料率

14年度	保険料率	
	特定預金	その他預金等
	0.094%	0.080%

10. 危険物・保安関係

- ・保安四法の性能規定化・自主検査化の推進

◆平成14年度の預金保険料率および貯金保険料率について

(別添2)

貯金種類別の保険料率

14年度	保険料率	
	特定貯金	その他貯金等
	0.034%	0.017%

◆現行金利一覧

	金利	実施時期 () 内 前回水準
公定歩合（基準割引率および基準貸付利率）	0.10	13. 9. 19 (0.25)
短期プライムレート	1.375	13. 3. 28 (1.500)
長期プライムレート	2.10	14. 4. 10 (2.30)

(注) 市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行のもの。ただし、短期プライムレートについては、都銀の中で最も多くの銀行が採用したレート（実施時期は同採用レートが最多となった時点）。

◆公社債発行条件

		発行条件	(14年4月12日現在) 改定前発行条件
国債（10年）	応募者利回り(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈4月債〉 <u>1.399</u> 1.5 <u>100.88</u>	〈3月債〉 1.495 1.5 100.04
政府短期証券	応募者利回り(%) 発行価格(円)	〈14年4月11日発行分～〉 <u>0.0020</u> 99.9995	〈14年4月5日発行分～〉 <u>0.0029</u> 99.9995
政府保証債（10年）	応募者利回り(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈4月債〉 <u>1.445</u> <u>1.4</u> <u>99.60</u>	〈3月債〉 1.540 1.5 99.65
公募地方債（10年）	応募者利回り(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈4月債〉 <u>1.453</u> <u>1.4</u> <u>99.53</u>	〈3月債〉 1.546 1.5 99.60
利付金融債（5年物）	応募者利回り(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈4月債〉 <u>1.200</u> <u>1.20</u> 100.00	〈3月債〉 1.400 1.40 100.00
割引金融債	応募者利回り(%) 同税引後(%) 割引率(%) 発行価格(円)	〈4月後半債〉 <u>0.080</u> <u>0.070</u> <u>0.07</u> <u>99.93</u>	〈4月前半債〉 0.090 0.080 0.08 99.92

(注) 1. アンダーラインは今回改定箇所。
2. 利付金融債については募集債の計数。